

フェーズ6A

(パンデミックが発生し、世界の一般社会で急速に感染が拡大している)

—国内非発生—

※フェーズ5Aの対策を継続・強化

計画と連携

[情報収集]

- ・ 感染発生国・地域からの情報収集を強化する。(厚生労働省、外務省、文部科学省)
 - WHOコラボレーションセンター等との情報共有、協力
 - ウイルス株の同定・解析に関する協力
 - 当該ウイルス株の入手
 - 症例定義の見直し・決定

[国際間の連携(協力・協調)]

- ・ 流行状況、ワクチンの有効性と安全性について海外との情報交換を行う。(厚生労働省、外務省)
- ・ ワクチンの生産能力を勘案し、可能な場合は、ワクチンの海外への供与について検討する。(外務省、厚生労働省)

[行動計画の見直し]

- ・ 海外における発生動向、病態等から行動計画の見直しの必要性を検討する。(厚生労働省)

サーベイランス

[クラスターサーベイランス]

- ・ 感染のみられた集団(クラスター)を早期発見するためのクラスターサーベイランスを継続する。(厚生労働省)

[症候群サーベイランス]

- ・ 症候群情報の集積により患者の発生を早期に探知するための症候群サーベイランスを継続する。(厚生労働省)

[疑い症例調査支援システム]

- ・ 国内における新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、NESID（感染症サーベイランスシステム）疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを継続する。（厚生労働省）

[ウイルス学的サーベイランス]

- ・ 定点医療機関においてインフルエンザ様症状を呈する患者の検体分析を行うウイルス学的サーベイランスを継続する。（厚生労働省）

[予防接種副反応迅速把握システムの実施]

- ・ 予防接種の副反応についてリアルタイムに把握する。（厚生労働省）

[その他]

- ・ パンデミックに備え、パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスの準備を行う。（厚生労働省）

予防と封じ込め

[検疫・出入国者等対策]

- ・ 検疫所は、検疫等ガイドラインに基づき、発生地域からの入国者に対し、質問票及び診察等により新型インフルエンザ疑い患者のふるい分けを行い、次の措置を行う。（厚生労働省）
 - 診察等により新型インフルエンザ患者疑いとなった場合には、検疫法に基づく停留を行う。
 - 新型インフルエンザ患者と確定診断が行われた場合には、検疫法に基づく隔離を行う。
 - 新型インフルエンザ疑い患者に濃厚に接触したと考えられる者に対し、必要に応じて、適切な場所への待機を要請する。
 - 新型インフルエンザが確定した場合には、患者が乗っていた国際航空機・船舶会社に対して、乗客名簿等の提出を求め、それら乗客に対する積極的疫学調査を実施する。
- ・ 国際航空機・船舶の長から、検疫所に対して、インフルエンザ様症状を有する者が乗っていると、到着前の通報があった場合には、機内または船内に

おける有症者対策（有症者の隔離、マスクの着用、対応する客室乗務員の特定等）について、国際航空・船舶会社を通じ、対応を指示する。（厚生労働省）

- ・ 日本に来航する航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、検疫所と地元自治体、その他関係機関等との連携を確認・強化する。（厚生労働省、各省庁）
- ・ 厚生労働省の要請に基づき、必要に応じて、国際航空機・旅客船の運航自粛等を要請する。（厚生労働省、国土交通省）
- ・ 厚生労働省は、発生地域から来航する船舶・航空機については、検疫法第14条第2項の規定に基づき、その状況に応じて、事前に国内検疫実施場所を指定し、国土交通省や国際航空・船舶会社と連携し集約化を図ることを検討する。（厚生労働省、国土交通省）
 - 旅客機等については成田及び関西、中部、福岡空港で、貨物専用機については検疫飛行場での対応を検討する。
 - 客船については横浜港、神戸港、関門港等で、貨物船については検疫港での対応を検討する。
 - 貨物船については、その積載物等により集約することが困難である場合も想定されることから、事前通報等において、患者発生等危機管理上やむを得ない場合の措置を除き、国土交通省と十分な協議を重ね、対応について検討するものとする。
- ・ 不要不急の海外旅行の自粛を勧告する。（外務省）

[在留邦人対策]

- ・ 在留邦人に対しては、感染予防のための注意喚起と、感染が疑われた場合の対応を周知する。（外務省）
- ・ 新型インフルエンザ発生国・地域への邦人の渡航及び滞在について、WHOの域内感染地域指定や渡航延期勧告、対象国の措置、及び主要国の対応などを考慮に入れつつ総合的に判断して、適切な渡航情報を発出する。（外務省）
- ・ 国内で未承認ではあるが、海外で承認されたワクチンがある場合、自己の判断・負担にて、接種を検討できるよう、居住国におけるワクチンの接種体制

と利用状況について、在外邦人に周知する。(外務省)

- ・ 各学校等に対し、全地域の日本人留学生に感染予防策を講ずるよう周知する。
(文部科学省)

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・ 政府及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。(厚生労働省)
- ・ 在外邦人用抗インフルエンザウイルス薬の発生国への追加送付を検討し、必要に応じ実施する。(外務省)

ワクチン

[開発・生産体制]

- ・ 「新型インフルエンザ専門家会議（以下、「専門家会議」という。）」における迅速な議論を経て、直ちに、国家備蓄しているプレパンデミックワクチン原液の製剤化を行うようワクチン製造会社に要請する。(厚生労働省)
- ・ 新型インフルエンザウイルス株の特定後、鶏卵等の確保ができ次第、パンデミックワクチンの生産を開始する。通常期インフルエンザワクチン生産時期の場合には製造ラインを直ちに中断して新型に切り替えることを含め、適切に対応する(*)。(厚生労働省)

* 現在のワクチン生産能力を最大限に活用。

- ・ 新型インフルエンザウイルスの遺伝子構造の変異等に伴い、新しい分離ウイルス株の入手状況に応じてワクチン製造用候補株の見直しを逐次検討し、その結果に即して製造を行う。(厚生労働省)

[接種体制の整備]

- ・ 接種場所及び接種医、接種用器具等を確保するよう都道府県に要請する。(厚生労働省)

[接種体制]

- ・ 専門家会議の議論を経て、ワクチンの接種が決定された場合、以下のように

対応する。(厚生労働省)

(新型インフルエンザワクチンが薬事承認されていない場合)

- ・ プレパンデミックワクチンについて、緊急的に、医療従事者及び社会機能維持者等を対象にワクチン接種場所に配分し、状況に応じ、接種を行う。(厚生労働省)

※ 承認前である場合は、プレパンデミックワクチンの接種は、安全性・有効性を勘案し、対象の限定を含めて、緊急的な措置として実施する。

- ・ 国内で製造されるワクチンの承認前であって、外国で承認ワクチンがある場合、薬事法の特例承認を与えることを含め、輸入ワクチンの確保及び提供を行う。(厚生労働省)

(新型インフルエンザワクチンが薬事承認されている場合)

- ・ パンデミックワクチンの供給がなされるまでの間、状況に応じ、医療従事者及び社会機能維持者等を対象に、本人の同意の上でプレパンデミックワクチンの接種を開始する。(厚生労働省)
- ・ パンデミックワクチンが製造され次第、接種を開始する。(厚生労働省)
 - 感染の拡大状況に即して追加的ワクチンの需要見通しを定め、必要に応じ、遅滞なく、パンデミックワクチンの生産の継続の可否を検討する。
 - パンデミックワクチンの接種対象は全国民であるが、パンデミックワクチンの製造量に一定の限界がある場合には、医療従事者及び社会機能維持者等を対象に、本人の同意の上で、プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチンの接種について、状況に即した検討を行う。(厚生労働省)

[モニタリング]

- ・ 接種の開始に伴い、接種実施モニタリングを行うとともに、ワクチン有効性の評価、副反応情報の収集・分析を行う。(厚生労働省)

医療

[新型インフルエンザに対する症例定義]

- ・ 新型インフルエンザの症例定義の変更があれば、随時修正を行う。(厚生労働省)

[疑い症例の診断]

- ・ 新型インフルエンザ疑い患者は、原則として、感染症指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は指定医療機関に移送する。(厚生労働省)
- ・ 新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合には、感染症法に基づき、入院勧告を行い、確定診断を行う。(厚生労働省)
 - 新型インフルエンザ疑い症例の検体を地方衛生研究所へ送付し亜型の検査を行う。

[抗インフルエンザウイルス薬の使用に関する要請]

- ・ 新型インフルエンザによるパンデミック期の患者対応を勘案し、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう医療機関に対して要請する。(厚生労働省)
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整を図る。(厚生労働省)

情報提供・共有

- ・ 国民へのメッセージ、厚生労働省ホームページの内容等について随時更新する。(厚生労働省)
 - 各国の発生状況の情報提供、国民への注意喚起。
- ・ メディア等に対し、適宜、広報担当官（スポークスパーソン）から、海外の発生・対応状況について情報提供を行う。(厚生労働省)

フェーズ6B

(パンデミックが発生し、世界の一般社会で急速に感染が拡大している)

—国内発生—

(最初の流行を第1波とし、その後の小康状態、第2波を含めて、パンデミック期とする。)

※フェーズ5Bの対策を継続・強化

計画と連携

内閣総理大臣が非常事態を宣言する。

[体制の強化]

- ・ 関係閣僚からなる「新型インフルエンザ対策本部」の下、政府一体となった対策を一層強化する。(関係省庁)

[行動計画の見直し]

- ・ 行動計画に基づき、対策の評価を行い、必要に応じて行動計画の修正を行う。(厚生労働省)

[指定感染症の対策の緩和]

- ・ 入院への対応等を弾力的に実施できるようにするため、入院措置の中止について都道府県と協議し、必要に応じてこれを都道府県に対し要請する。(厚生労働省)

[感染発生国・地域からの情報収集]

- ・ WHO、OIE、FAOのリファレンスラボラトリー等と、ウイルス株の同定・解析に関する協力、当該ウイルス株の入手、症例定義の決定情報共有等を行う。(厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省)

[国際間の連携(協力・協調)]

- ・ 流行状況、ワクチンの有効性と安全性について海外との情報交換を行う。(厚生労働省、外務省)

==小康状態==

- ・ 体制を再整備する。(厚生労働省、各省庁)
- ・ パンデミック時の対策における評価を行い、計画の見直しを行う。(厚生労働省、各省庁)

==第2波==

- ・ 第1波を踏まえ、行動計画に基づき、迅速な対応を行う。(厚生労働省、各省庁)

サーベイランス

- ・ 疑い症例調査支援システム、クラスターサーベイランス、症候群サーベイランスを中止する。(厚生労働省)
- ・ 通常のインフルエンザ・サーベイランス(定点)を中止する。(厚生労働省)

[パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス]

- ・ 新型インフルエンザの発生動向について把握する。(厚生労働省)

[ウイルス学的サーベイランス]

- ・ 定点医療機関においてインフルエンザ様症状を呈する患者の検体分析を行うウイルス学的サーベイランスを継続する。(厚生労働省)

[予防接種副反応迅速把握システムの実施]

- ・ 予防接種の副反応についてリアルタイムに把握する。(厚生労働省)

[パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランス]

- ・ 新型インフルエンザの病原性把握の一環として死亡数を迅速に把握する。(厚生労働省)

==小康状態==

- ・ サーベイランス等の効果について検証・評価する。(厚生労働省)

予防と封じ込め

[出入国者等対策]

- ・ 不要不急の海外旅行の自粛を勧告する。(外務省)

- ・ 国際航空・船舶会社へ協力を要請し、出国手続きカウンターにおいて、発熱等症状があった者については、渡航自粛を要請する。(厚生労働省、関係省庁)
- ・ 都道府県に対して感染症法に基づく患者への措置（入院、治療方針、疫学調査の内容等）及び患者の接触者への対応（接触者の範囲、外出自粛要請の要否、有症時の対応指導等）について必要な要請を行う。(厚生労働省)

[国民の社会活動の制限]

- ・ 国民、関係者に対して、次の点を勧告・周知する。(厚生労働省、文部科学省、国土交通省、各省庁)
 - 大規模施設や興行施設等不特定多数の集まる活動について、原則すべての活動の自粛を勧告する。
 - 全国の学校及び通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請する。
 - 全国における公共施設、公共交通機関等について、感染拡大を防ぐため、利用者間の接触の機会を減らすための措置を講ずるよう、必要に応じて、関係省庁等が連携し各管理者に対して協力を要請する。
 - 発生地域における事業所や福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診を勧告する。
 - 国民に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨、外出自粛を勧告する。

[在留邦人（長期滞在者及び永住者）への対応]

- ・ 在留邦人に対しては、感染予防のための注意喚起と、感染が疑われた場合の対応を周知する。(外務省)
- ・ 新型インフルエンザ発生国・地域への邦人の渡航及び滞在について、WHOの域内感染地域指定や渡航延期勧告、対象国の措置、及び主要国の対応などを考慮に入れつつ総合的に判断して、適切な渡航情報を発出する。(外務省)
- ・ 各学校等に対し、全地域の日本人留学生に感染予防策を講ずるよう周知する。(文部科学省)
- ・ 国内で未承認ではあるが、海外で承認されたワクチンがある場合、自己の判断・負担にて、接種を検討できるよう、居住国におけるワクチンの接種体制

と利用状況について、在外邦人に周知する。(外務省)

[在宅患者等の支援]

- ・ 都道府県・市町村・関係団体の協力を得ながら、新型インフルエンザに罹患し在宅で療養する者等の支援を行う。(厚生労働省)
 - 在宅者の見回り
 - 往診・訪問看護
 - 食事の提供
 - 医療機関への移送
 - 自宅死亡者への対応
 - 必要に応じて児童・高齢者・障害者等への対応、等

=小康状態=

- ・ 新型インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）に出国延期を勧告する。(厚生労働省)

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・ 在外邦人用抗インフルエンザウイルス薬の発生国への追加送付を検討し、必要に応じ実施する。(外務省)

[抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の中止]

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄に余裕がなくなった場合、患者と接触にあたった医療従事者及び社会機能維持者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の措置を中止するよう都道府県に要請する。(厚生労働省)

[流通の調整]

- ・ 都道府県別の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況やインフルエンザの流行状況を下に、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要な量を供給するよう調整する。(厚生労働省)

==小康状態==

- ・ 第2波に備えて、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。(厚生労働省)

ワクチン

[接種体制]

- ・ 専門家会議の議論を経て、ワクチンの接種が決定された場合、フェーズ6Aの接種体制に準じて適切に対応する。(厚生労働省)

[モニタリング]

- ・ 接種実施状況モニタリングを行うとともに、ワクチン有効性の評価、副反応情報の収集・分析を行う。(厚生労働省)

医療

[患者の治療]

- ・ 以下のように、関係機関に周知する。(厚生労働省)
 - 新型インフルエンザ患者の入院措置の緩和に伴い、全医療機関において診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者に行うこととする。
 - 新型インフルエンザ患者疑いと診断された者に対して、発症48時間以内に抗インフルエンザウイルス薬により治療を行うこととする。
 - 抗インフルエンザウイルス薬使用治療の優先順位を下記のとおりとする。
 - ① 新型インフルエンザ入院患者の治療
 - ② 罹患している医療従事者及び社会機能維持者の治療
 - ③ 罹患している医学的にハイリスク群の治療
 - ④ 児童、高齢者
 - ⑤ 一般の外来患者

[抗インフルエンザウイルス薬の使用に関する要請]

- ・ 新型インフルエンザ患者及び疑い患者以外には、抗インフルエンザウイルス

薬を使用しないよう医療機関に対して要請する。(厚生労働省)

[入院治療]

- ・ 患者の隔離を行わない。原則として全医療機関において新型インフルエンザ疑い患者に対する診断・治療を行う。(厚生労働省)
- ・ 入所施設等において集団感染が発生した場合の医療提供の手段を確保する。(厚生労働省)
- ・ フェーズ3Aにおいて作成した入院医療機関リストを基に、新型インフルエンザの入院患者の受入れを行うよう都道府県に要請する。(厚生労働省)
- ・ フェーズ4Bで列挙した、患者収容の活用を想定する宿泊施設、人員等について、都道府県に確認しておくよう要請する。(厚生労働省)
- ・ 入院患者数、病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、利用可能な医療機関以外の宿泊施設のリストを作成し、入院患者の対応を行うよう要請する。(厚生労働省)
- ・ 死亡者が増加した場合、都道府県及び市町村に対し、火葬場の火葬能力増加を要請し、一時的遺体安置所の活用を行うよう要請する。(厚生労働省)

==小康状態==

- ・ 都道府県に対して、医療の正常化へ向けた対応を進めるよう要請する。(厚生労働省)
- ・ 介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援を行う。(厚生労働省)

情報提供・共有

- ・ 国民へのメッセージ、厚生労働省ホームページの内容等について随時更新する。(厚生労働省)
 - 国内の発生状況、対応措置についての情報提供、国民への注意喚起。
- ・ メディア等に対し、適宜、広報担当官（スポークスパーソン）から、国内及び海外の発生・対応状況について情報提供を行う。(厚生労働省)

==小康状態==

- ・ 必要に応じ、国民、自治体向けの相談窓口の専任者を縮小する。(厚生労働省)
- ・ これまでの情報提供体制を評価し、第2波に向けた情報提供体制等の見直し、整備を行う。(厚生労働省、各省庁)
- ・ メディア等に対し、適宜、広報担当官(スポークスパーソン)から国内及び海外の発生・対応状況について情報提供を行う。(厚生労働省)

後パンデミック期

(パンデミックが発生する前の状態へ、急速に回復する時期)

計画と連携

- ・ パンデミック期の対応に関する評価、計画の見直しを行う。(厚生労働省)
- ・ 必要に応じ、ガイドライン、指針・勧告等の見直しを行う。(厚生労働省、各省庁)

サーベイランス

- ・ これまで実施してきた発生動向調査、サーベイランス等について評価し、人材、資材の有効活用を行う。(厚生労働省)
- ・ パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスを中止する。(厚生労働省)
- ・ 通常のインフルエンザ・サーベイランス(定点)を再開する。(厚生労働省)

予防と封じ込め

[出入国者等対策] (厚生労働省)

- ・ 渡航自粛勧告、出入国者への特別の広報や指導・スクリーニング等を終了する。

[全国的対策] (厚生労働省、各省庁)

- ・ まん延防止策を終了する。

[在宅患者等の支援] (厚生労働省、関係省庁)

- ・ 国・県、市町村・関係団体は、在宅療養者への支援を終了する。

抗インフルエンザウイルス薬

- ・ パンデミックを踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や治療に係る最新の科学的知見を再度整理し、抗インフルエンザウイルス薬の使用に係

る指針（予防投与、治療方法）を必要に応じて見直し、周知する。（厚生労働省）

ワクチン

- ・ 行動計画、モニタリングシステムに関する総合評価を行う。（厚生労働省）
- ・ 投与症例を踏まえ、パンデミックワクチンの安全性・有効性に関する評価を行う。（厚生労働省）

医療

- ・ 介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援を行う。（厚生労働省）

情報提供・共有

- ・ 新型インフルエンザ流行終結宣言までは、メディア等に対し、適宜、広報担当官（スポークスパーソン）から国内及び海外の発生・対応状況について情報提供を行う。（厚生労働省）